

みのものを除く。) の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

一 前号に掲げるもののほか、第二百三十九条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の

#### 賠償をする義務

(発行者が誤つて振替新株予約権付社債の償還等をした場合における取扱い)

第一百四十二条 発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた部分に相応する金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による振替新株予約権付社債権者の振

替機関等に対する権利を取得する。

4 発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債についての当該発行者に対抗することができる数を減少させる効力を有しない。

5 前項に規定する新株予約権の消却に際して振替新株予約権付社債権者に金錢が支払われたときは、当該振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

6 発行者は、第四項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第二号又は前条第二項第二号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

#### 第四節 商法の特例

(新株予約権付社債の発行に関する商法の特例)

第一百四十三条 振替新株予約権付社債についての新株予約権付社債申込証の用紙には、当該振替新株予

約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

- 2 振替新株予約権付社債についての新株予約権原簿及び社債原簿には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

- 3 振替新株予約権付社債の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を新株予約権付社債申込証の用紙に記載し、又は商法第三百四十二条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

（超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における新株予約権付社債権者の議決権等）

- 第二百四十四条 第二百四十条第一項又は第二百四十二条第一項の場合においては、各振替新株予約権付社債権者は、商法第三百二十二条第一項の規定にかかわらず、その有する振替新株予約権付社債の数（第二百四十条第一項又は第二百四十二条第一項の規定により算出された数を除く。）に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項並びに担保附社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第二百四十条第一項又は第二百四十一條第一項の振替新株予約権付社債権者は、当該各項の規定により算出された数については、振替新株予約権付社債を有しないものとみなす。

(証明書の供託)

第二百四十五条 振替新株予約権付社債権者が次に掲げる行為をするには、第五項の規定により書面の交付を受けた上、当該書面を供託しなければならない。

一 商法第三百二十条第三項の規定による社債権者集会の招集の請求

二 商法第三百二十条第五項において準用する同法第二百三十七条第三項の規定による社債権者集会の招集

招集

三 社債権者集会における議決権の行使

四 担保附社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査

2 振替新株予約権付社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなければならない。

3 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。

一 社債管理会社がある場合 当該社債管理会社

二 担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合 当該受託会社

三 前二号に掲げる場合以外の場合 供託所又は供託法第五条第一項に規定する倉庫営業者若しくは銀行

行

4 供託法第一条ノ二から第二条までの規定は、前項第三号の規定により供託所に第一項の規定による供託をする場合について準用する。

5 振替新株予約権付社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての第二百二十一條第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であつて、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

6 前項本文の規定により書面の交付を受けた振替新株予約権付社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替新株予約権付社債について、第二百二十三条规定第一項の振替の申請又は第二百二十四条规定第一項の抹消の申請をすることができない。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する商法の特例)

第二百四十六条 発行者は、第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一條ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項の規定にかかわらず、同法第三百四十一條ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権及び当該発行者の定める一定の日以後に当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債について第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一條ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却は、第二百二十六条第四項第一号イ又は第二百二十七条第四項第一

号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

3 発行者は、第二百三十八条第一項又は第五項に規定する場合には、商法第三百四十二条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三百四十二条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権及び当該発行者の定める一定の日において当該新株予約権の消却の効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する商法の特例)

第二百四十七条 振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する加入者は、商法第三百四十二条ノ十三第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権付社債について第二百二十四条第一項の抹消の申請をしなければならない。

(適用除外)

第一百四十八条 振替新株予約権付社債については、商法第三百四十二条ノ八、第三百四十二条ノ十一、第三百四十二条ノ十二第二項（同法第三百四十二条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）及び

第三百四十一条ノ十四の規定は、適用しない。

## 第五節 雜則

(振替新株予約権付社債の内容の公示)

第二百四十九条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

- 一 第二百二十二条第一項の通知 同項第五号に掲げる事項
- 二 第二百二十六条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第五号に掲げる事項
- 三 第二百二十八条第一項の通知 同項第四号に掲げる事項
- 四 第二百二十九条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第三号に掲げる事項
- 五 第二百三十条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含

む。）の通知 同条第三項第四号に掲げる事項

## 六 第二百三十一条第三項の通知 同項第五号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権付社債の発行者の負担とする。

### 第十一章 投資口等の振替

#### 第一節 投資口の振替

##### （権利の帰属）

第二百五十条 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第一条第二十一項に規定する投資口をいう。

以下同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資口」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その投資口について第十三条第一項の同意を与えるには、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）全員の同意又は執行役員（同法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定によらなければならない。

3 前項の執行役員の決定については、役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第一百五条に規定する

役員会をいう。）の承認を受けなければならぬ。

（投資証券の不発行等）

第二百五十五条 振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替投資口の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第一條第二十三項に規定する投資主をいう。以下同じ。）は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替投資口が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券（公示催告手続（非訟事件手続法第二百四十二条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。）が行われているものを除ぐ。）は、次条において読み替えて準用する第二百三十二条第一項第一号の一定の日において、無効と

する。

4 次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一一定の日において公示催告手続が行われている投資証券は、次条第一項において準用する第百四十六条第四項において読み替えて準用する第二百三十二条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百五十二条 第七章の規定（第二百二十八条、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十八条から第二百四十一条まで、第二百四十二条第七項から第十項まで、第二百四十三条第七項から第十四項まで、第二百四十四条第七項から第十項まで、第二百四十五条第五項及び第六項、第二百五十三条第六項、第二百五十四条第六項、第二百五十五条第三項第二号、第二百五十八条第一項、第二項第二号から第四号まで及び第五項、第二百六十条第二項、第二百六十三条から第二百六十八条まで並びに第二百六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

株主名簿	投資主名簿	総口数
振替数	振替口数	総口数
発行総数	発行総口数	口数
消滅会社	消滅法人	
新設会社	新設法人	
存続会社	存続法人	
超過数	超過口数	
合計数	合計口数	
特定被通知株主	特定被通知投資主	
少數株主権等	少數投資主権等	
株式申込証	投資口申込証	

営業年度	営業期間
特別株主	特別投資主
一株	投資口一口

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百二十九条第三項第 二号	商号及び振替株式の種類 商号
第一百二十九条第三項第 四号	株主（端株主を含む。以下同じ。） 投資主
第一百三十一条第一項	特定の種類の株式 投資口
その旨	その旨、第一号の一定の日において投資証券は無効となる旨

			第一号の	同号の
第一号の	同号の	株主名簿	一月前までに	一月前までに
二号	次項本文（第百四十条第一項 において準用する場合を含 む。）	次項本文	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）
同条第三項（第百四十条第二項及び第五項）	同条第三項（	次項本文	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）
、第百四十条第二項及び第百四十六条第五項	及び第百四十六条第五項	次項本文	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）
第百四十三条第二項本文（同	第百四十三条第二項本文	次項本文	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）

				条第八項、第十項、第十二項 及び第十三項において準用す る場合を含む。）
第一百三十二条第六項	同条第三項（同条第七項から 第十項までにおいて準用する 場合を含む。）及び第七項か ら第十項まで	同条第三項		
特定の種類の株式	以後、速やかに	において		
6 前項の規定は、同項第二 号（この項において準用す る場合を含む。）の通知が あつた場合における当該通 座管理機関について準用する。	6 前項の規定は、同項第一号（この項に おいて準用する場合を含む。）の通知が あつた場合における当該通知を受けた口	投資口		

知を受けた口座管理機関について、  
信託及び投資法人に関する法律第八十三  
条第五項において準用する。商法第二百二  
十六条ノ二第三項又は投資信託及び投資

法人に関する法律第八十四条第一項の規  
定により投資証券が発行されていない場  
合であつて、第十三条第一項の同意を与  
えようとするときには、第一項の規定に  
かかわらず、発行者は、その旨及び同項  
各号に掲げる事項を同項第一号の一定の  
日の一月前までに公告し、又は投資主に  
通知しなければならない。

第一百二十二条第一項及

特定の種類の株式

投資口

			び第三項
	第一百三十六条第一項		
第一百三十六条第一項第 二号及び第二号	第一百三十六条第一項第 二号	株主の有する当該振替株式の 数に応じて商法第二百十三条 第一項の規定による株式の消 却をしようとする場合又は當 該振替株式について株式 消却又は併合	投資口
第一百三十六条第三項 一定の日（株式の消却をしよ うとする場合において、当該 一定の日に商法第三百七十六	商法第二百十三条第四項又は 同法第二百十五条ノ一 一定の日	第一百五十六条第一項 一百五十六条第一項 一定の日	

				条第一項及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時)
第一百三十六条第六項	商法第二百二十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十	六条第一項	
第一百三十七条第一項第 二号	商法第二百十九条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十	七条第三項	
第一百三十七条第三項	同条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十	七条第四項	
第一百四十二条第一項	商法第二百十九条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十	七条第四項	発行しようとする に際して発行する振替株式の 発行に代えてその有する自己

			の振替株式を移転しようとする
第一百四十二条第一項第一号	第一百四十二条第六項	発行し、又は移転する	発行する
第一百四十三条第一項	商法第二百二十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十	
第一百四十三条第一項第 二号	六条第一項	発行しようとする	
発行又は当該移転	の振替株式を移転しようとす る	發行	

第一百四十三条第三項	特定の種類の株式	投資口
第一百四十四条第二項	発行し、又は移転した	発行した
第一百四五一条第一項	に際して発行する振替株式でない株式の発行に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとする	発行しようとする
第一百四十六条第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	第一百三十二条第一項第一号の一一定の日において公示催告手続が行われてゐる投資証券の投資口